

○愛西市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

平成19年9月28日

訓令第25号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助を行うため、愛西市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録に関すること。
- (2) 会員間で行う活動（以下「相互援助活動」という。）の調整等に関すること。
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会に関すること。
- (4) 会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他センターの業務達成に必要と認めること。

(職員)

第3条 センターの円滑な運営を図るため、アドバイザーを置き、必要に応じてサブリーダーを置くことができる。

2 アドバイザーは、前条に規定する事業の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相互援助活動に係る相談及び助言に関すること。

(2) センターの事務処理に関すること。

(3) サブリーダーの育成及び指導に関すること。

3 サブリーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡及び調整を行う。

(会員)

第4条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の要件を満たす者でセンターの承認を受けたものとする。

(1) 提供会員（育児の援助等を行う者をいう。）は、20歳以上で健康な者であること。

(2) 依頼会員（育児の援助等を受ける者をいう。）は、愛西市に在住又は通勤若しくは通学し、0歳（原則として生後57日以降）から小学校6年生までの者（以下「児童」という。）を養育する者及び愛西市に在住し、家事、育児等のできる家族がいない者のうち、妊娠8箇月から生後2箇月（多胎児は生後12箇月）までを養育する者であること。

2 提供会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。この場合においては、当該会員を「両方会員」という。

(開設時間及び休業日)

第5条 センターの開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) その他、特に市長が必要と認める日

(相互援助活動の内容等)

第6条 相互援助活動は、会員間の請負又は準委任契約に基づく活動とする。

2 育児の援助等に関する相互援助活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 保育園、幼稚園、小学校、児童館等（以下「保育園等」という。）

に児童を送迎すること。

- (2) 保育園等の始業時間前及び終業時間後に児童を預かること。
- (3) 健康児及び原則として提供会員に子どもを預けてよいと医師から許可が出た病児・病後児（以下「対象児童」という。）を預かること。
- (4) 保護者が傷病のとき、又は冠婚葬祭若しくは所用で外出するときなど、臨時的又は突発的に対象児童を預かること。
- (5) 保護者了解のもと、対象児童を受診のため病院へつれていくこと。
- (6) 産前産後の家事支援を行うこと。
- (7) その他依頼会員が必要とする育児に関する援助で、センターが特に認めるもの。

3 児童を預かるときは、原則として提供会員の自宅において行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、提供会員は、依頼会員との合意により提供会員の自宅以外の場で児童を預かることができる。

5 援助を行う時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康児の援助は、午前7時から午前1時までとする。
- (2) 病児・病後児の援助は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 家事支援の援助は、午前9時から午後6時までとする。

6 宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(会員の責務)

第7条 会員は、相互援助活動により得た秘密を漏らしてはならない。センターを退会した後も、同様とする。

(入会)

第8条 センターに入会しようとする者は、愛西市ファミリー・サポート・センター入会申込書（提供会員用）（様式第1号）又は愛西市ファミリー・サポート・センター入会申込書（依頼会員・両方会員用）（様式第2号）

をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは前項の入会申込書を受理したときは、速やかに審査し、適正と認める場合は、愛西市ファミリー・サポート・センター会員証（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

（退会）

第9条 センターを退会しようとする会員は、愛西市ファミリー・サポート・センター退会届（様式第4号）をセンターに提出しなければならない。

- 2 会員は、退会に際して、愛西市ファミリー・サポート・センター会員証を返還するものとする。

（保険）

第10条 センターは、相互援助活動中に生じた事故による損害賠償等に備えるため、補償保険に一括加入するものとする。

- 2 相互援助活動中に生じた事故については、当事者である会員間において、誠意をもって解決にあたるものとする。

（相互援助活動の実施方法）

第11条 依頼会員が援助を必要とするときは、センターに援助の依頼の申込みをするものとする。

- 2 センターは、前項の申込みを受け付けたときは、提供依頼受付簿（様式第5号）に記載し、申込みの内容に応じ提供会員を指定する。
- 3 依頼会員は、提供会員に対して、申し込んだ援助以外の援助を依頼することはできない。
- 4 提供会員は、相互援助活動の実施の都度、提供活動記録簿（様式第6号）によりセンターに報告するものとする。
- 5 依頼会員は、病児・病後児の援助が必要なときは、提供会員に病児依頼

連絡票を提出しなければならない。

6 依頼会員は、援助活動中に投薬の必要のある児童を依頼するときは、提供会員に投薬依頼書を提出しなければならない。

7 提供会員は、病児・病後児の援助活動の実施の都度、病児（病後児）提供活動記録簿によりセンターに報告するものとする。

8 センターは、1箇月に1回提供活動記録簿等を市長に提出しなければならない。

（相互援助活動の中止等）

第12条 次のいずれかに該当するときは、相互援助活動を中止する。

（1） 依頼会員から援助の辞退の申出があったとき。

（2） 依頼会員の児童の疾病等により援助を受けることができなくなったとき。

（3） 提供会員の疾病により援助を行うことができなくなったとき。

（報酬等）

第13条 依頼会員は、別表に定める基準に基づき、提供会員に報酬を支払わなければならない。

2 依頼会員は、児童の送迎等において提供会員が負担した費用を、実費として提供会員に支払わなければならない。

3 報酬及び実費の支払方法は、依頼会員と提供会員が協議して定めるものとする。

4 児童の食事（ミルク）、おやつ、オムツ、着替え等は、依頼会員が用意しなければならない。

（委託）

第14条 センターの事業は、市長が適当と認める団体に委託してこれを行うことができる。

（委任）

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第12号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第62号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の愛西市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定に基づいて作成されている申込書その他の用紙は、改正後の愛西市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第13条関係）

報酬基準額表

子ども一人につき1時間当たり

区分	時間	曜日	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、 祝休日及び年末年始
		曜日 まで		
健康児・家事 支援	午前7時～午後8時		700円	800円
	午後8時～午前1時 (夜間預かり)			1,200円
病児・病後児	午前9時～午後5時			1,200円

※年末年始は、12月29日～1月3日までとします。

備考

- 1 報酬額は、1時間当たりの報酬基準額に援助時間を乗じて得た金額とする。
- 2 利用時間が30分未満のときは、1時間当たりの報酬基準額の半分とし、30分を超え1時間までは1時間として報酬を算定する。ただし、最初の1時間については、30分を満たないときも1時間として算定する。
- 3 同一世帯の複数の児童について援助を行う場合は、2人目からの報酬額は、半額とする。
- 4 依頼会員が援助の辞退を申し出たときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額を提供会員に支払わなければならない。
 - (1) 援助を受ける日の前日までに申し出た場合…無料
 - (2) 援助を受ける日に申し出た場合…報酬額の半額
 - (3) 申し出ずに援助を辞退した場合…報酬額の全額

様式第1号(第8条関係)

愛西市ファミリー・サポート・センター入会申込書(提供会員用)

年 月 日



下記のとおり、ファミリー・サポート・センターへの入会を申し込みます。

記

ふりがな				生年月日		
氏名				年月日生		
住所・電話		〒 電話() — FAX() —				
緊急連絡先		①() — ②() —				
同居 家族	配偶者 (有・無)	年 年 年	職 業	1. 無職 2. フルタイム		
	子ども(人)			生まれ年・・・	3. パート 4. 自営業	
	その他(人)			生まれ年・・・	5. その他	
援助 できる 内容	曜日	(援助できる曜日に○をつけてください)				
	時間	日 月 火 水 木 金 土	: ~ : (1日 時間) いつでも可			
	車での 送迎	可・・・(自動車任意保険の状況 加入・未加入) 不可				
備考	ペット・・・犬(室内/室外)・猫・その他()					

※下欄は、記入しないでください。

入会日	年 月 日	(説明会参加状況) / / /	会員No.
退会日	年 月 日	(交流会参加状況) / / /	
依頼会員			

(裏面)

(活動できる時間が限定される場合はお書き下さい)

時間帯	～7時	7時～ 8時	8時～ 9時	9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 16時	16時～ 17時	17時～ 18時	18時～ 19時	19時～	備考
月曜日											
火曜日											
水曜日											
木曜日											
金曜日											
土曜日											
日曜日											
祝休日											

資格・免許	1 看護師 2 保育士 3 幼稚園教諭 4 保健師 5 社会福祉士 6 運転免許 7 ヘルパー 8 保育サポーター(21世紀財団) 9 緊急サポーター(たすかる) 10 子育て支援者養成講座修了者 11 その他()	自宅周辺地図 ※横断歩道等の目印や、角から何件目など補足もご記入下さい。
備考		

様式第2号(第8条関係)

愛西市ファミリー・サポート・センター入会申込書(依頼・両方会員用)

年 月 日

下記のとおり、ファミリー・サポート・センターへの入会を申し込みます。

記

会員区分	依頼会員 ・ 両方会員					(写真)
ふりがな				会員番号		
氏 名				(センターで記入します)		
	生年月日(年 月 日)			性別(男・女)		
住 所	〒					
	自宅TEL :		FAX :		携帯 :	
同居家族	配偶者 (有 無)	子ども その他(人)	職 業	1. 雇用労働者 2. その他 ()		
緊急連絡先	名前		続柄			
	TEL :		携帯 :			
	名前		続柄			
	TEL :		携帯 :			
援助の必要な 子どもの状況	(ふりがな) 子どもの名前	保育所・幼稚園・学校				
	性別(男・女)	名称	TEL :			
		かかりつけ医(内科)	TEL :			
	年 月 日生	(外科)	TEL :			
	備 考 アレルギーの有無等					
	性別(男・女)	名称	TEL :			
		かかりつけ医(内科)	TEL :			
	年 月 日生	(外科)	TEL :			
	備 考 アレルギーの有無等					
	性別(男・女)	名称	TEL :			
		かかりつけ医(内科)	TEL :			
	年 月 日生	(外科)	TEL :			
備 考 アレルギーの有無等						

※下欄は、記入しないでください

提供会員		1	2	3	4	5
------	--	---	---	---	---	---

(裏面)

※両方会員の方はこちらの面もご記入ください

就業形態	1. 無職 4. 自営業	2. フルタイム 5. その他	3. パート	ペット	犬(室内 / 室外) その他	・猫	
援助できる内容	曜日	(援助できる曜日に○をつけてください) 日 月 火 水 木 金 土					
	時間	:	~	:	(1日 時間)	いつでも可	
	車での送迎	可 不可	・(自動車任意保険の状況 加入 ・未加入)				

(活動できる時間が限定される場合はお書き下さい)

時間帯	~7時	7時~ 8時	8時~ 9時	9時~ 12時	12時~ 15時	15時~ 16時	16時~ 17時	17時~ 18時	18時~ 19時	19時~	備考
月曜日											
火曜日											
水曜日											
木曜日											
金曜日											
土曜日											
日曜日											
祝休日											

資格・免許	1 看護師 2 保育士 3 幼稚園教諭 4 保健師 5 社会福祉士 6 運転免許 7 ヘルパー 8 保育サポーター(21世紀財団) 9 緊急サポーター(たすかる) 10 子育て支援者養成講座修了者 11 その他()	自宅周辺地図 ※横断歩道などの目印や、角から○軒目など補足もお願いします。
備考		

様式第3号(第8条関係)

(表)

愛西市ファミリー・サポート・センター会員証		
会員番号	提供・依頼・両方	第 号
氏名		(写真)
生年月日	年 月 日	
上記の者は、愛西市ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。		
年 月 日		
愛西市		
愛西市ファミリー・サポート・センター ㊟		

(裏)

注 意 事 項	
1	援助の依頼及び援助は、センターを通して行ってください。
2	援助を行ったときは、「提供活動記録簿」に記入し、依頼会員から確認印を受けてください。
3	相互援助活動により得た秘密を漏らしてはいけません。
4	その他相互援助活動の実施や報酬の授受については、実施要綱に従って行ってください。
5	相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。
6	相互援助活動中に事故が発生したときは、速やかにセンターに連絡してください。
7	この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちにセンターに連絡してください。
8	この会員証を他人に貸与又は譲渡しないでください。
9	退会するときは、必ず会員証をお返しください。
10	以上の事項を遵守しない場合は、会員の資格を取消す場合があります。

様式第4号(第9条関係)

退 会 届

年 月 日

(宛先)愛西市ファミリー・サポート・センター

住 所

会員番号

氏 名

私は、愛西市ファミリー・サポート・センターに提供・依頼・両方会員として入会して
おりましたが、_____のため退会します。

様式第6号(第11条関係)

提供活動記録簿(提供会員用)

1 提供実施日時 年 月 日() : ~ :

2 依頼会員 会員番号 氏名

3 児童の氏名 男・女(生年月日 . .)

男・女(生年月日 . .)

男・女(生年月日 . .)

4 援助の内容

時間	活動	子どもの様子

(注) 活動欄には、送迎・食事(ミルク)・おやつ・排泄・睡眠・遊び等を記入してください。

5 報酬等

報酬 円 (内訳) 円× 時間× 人

交通費 円 (実費内訳)

円

その他 実費 円

合 計 円

年 月 日

上記のとおり報告します。また、上記の報酬等を領収しました。

会員番号 氏名 (提供会員)

上記について確認しました。

会員番号 氏名 (依頼会員)